

虐待防止のための指針

株式会社レディバグ訪問看護ステーションてんとうむし

1 目次

I. 虐待防止に関する基本的考え方	3
II. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項	3
III. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針	3
IV. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	4
V. 虐待等が発生した場合の相談報告体制	4
VI. 成年後見制度の利用支援	4
VII. 虐待等に係る苦情解決方法	5
VIII. 当指針の閲覧について	5
IX. その他	5

I. 虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき人々の尊厳の保持と人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に虐待の防止とともに早期発見と早期対応に努め、虐待に該当する次の行為は行わない。具体的な虐待の類型は別添1参照のこと。

【虐待の定義】

- ① 身体的虐待:暴力行為等で身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。
- ② 介護・世話の放棄責任:利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、不当に財務上の利益を得ること。

II. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

1. 当事業所では虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成する。本委員会運営責任者は当事業所の所長とし、当事業所の職員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。
2. テレビ会議等オンラインミーティングでの開催も可とする。
3. 虐待防止委員検討委員会は必要に応じて招集開催する。
4. 虐待防止委員会の議題は以下の議題から当該担当者が提示する。
 - ① 虐待防止委員会の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合、市町村へ報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる確実な再発防止策に関すること
 - ⑦ 再発防止策を講じた際にその効果に対する効果に関すること

III. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

1. 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底する。

2. 研修は次の項目を含むものとする。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方
 - ② 高齢者権利擁護事業/成年後見制度
 - ③ 虐待の種類と発生リスク
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
3. 研修は年1回以上行う。新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
4. 研修の実施内容は研修資料・実施概要・出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

IV. 虐待またはその疑い(以下、虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1. 虐待等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には役職位の以下を問わず厳正に対処する。
2. 緊急性の高い事案の場合、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

V. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

1. 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は他の上席者等に相談します。
2. 担当者は苦情相談窓口を通じて相談や上記職員等から相談および報告があった場合は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は他の上席者が担当者を代行する。また必要に応じ関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は時系列で概要を整理する。
3. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合は虐待者に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
4. 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は市町村の窓口等外部機関に相談をする。
5. 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案を検証し、原因究明と再発防止策を併せて市町村に報告する。
6. 必要に応じ関係機関や地域住民等に対し説明と報告を行う。

VI. 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対し、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

VII. 虐待等に係る苦情解決方法

1. 苦情受付担当者は虐待等の苦情相談の内容を速やかに苦情解決責任者に報告する。
2. 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
3. 対応の流れは第 V 章虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項に依るものとする。
4. 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者にその顛末と対応を報告する。

VIII. 当指針の閲覧について

利用者はいつでも本指針を閲覧することができ、また当事業所ホームページにおいていつでも閲覧することができる。

IX. その他

第 3 に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則

この指針は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

改定記録

- Version1 令和 5 年 4 月 1 日
- Version2 令和 6 年 3 月 1 日
- Version3 令和 7 年 4 月 1 日
- Version3.1 令和 7 年 9 月 1 日:研修頻度(年 1 回以上)と別添 1 の修正

別添1 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ii 介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすいうという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
iv 性的虐待	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待 ※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

（※）「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、中央法規出版、2011、207p., p5-6. を元に作成